

事 務 連 絡

平成24年6月8日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課

【一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡No. 15】
障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、【一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡No. 11】によりお知らせしたところですが、追加のQ&A等を別紙のとおり送付いたしますのでご参考ください。

なお、当事務連絡の内容については、国民健康保険中央会を通じて、各国民健康保険団体連合会に周知する予定であり、都道府県におかれましては、管内市町村及び事業所への周知方よろしくお願いいたします。

また、当資料につきましては、近日中に厚生労働省のHPに掲載する予定です。

記

【別 紙】

- 1 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A
- 2-1 請求サービスコードと決定サービスコード対応表
- 3-1 請求サービスコードと決定サービスコードの対応修正履歴

(参 考)

○一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡

No. 1 : グループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度の創設及び同行援護の創設に係るインタフェース仕様書(案)等の提示について
(平成23年7月5日付け事務連絡)

No. 2 : 同行援護の創設に係るサービスコード表(案)の提示について
(平成23年7月28日付け事務連絡)

No. 3 : グループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度の創設及び同行援護の創設に係るインタフェース仕様書(確定版)等の提示について
(平成23年9月30日付け事務連絡)

- №. 4 : 相談支援体制の充実・障害児支援の強化等に係るインタフェース仕様書（案）の提示について（平成23年12月2日付け事務連絡）
- №. 5 : 相談支援体制の充実・障害児支援の強化等に係るインタフェース仕様書事業所編（案）の提示について（平成24年1月11日付け事務連絡）
- №. 6 : 平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書共通編（案）等の提示について（平成24年2月10日付け事務連絡）
- №. 7 : 平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書市町村編（案）等の提示について（平成24年2月15日付け事務連絡）
- №. 8 : 平成24年4月施行に係る介護給付費等単位数サービスコード（案）の提示について（平成24年3月2日付け事務連絡）
- №. 9 : 平成24年4月施行に係る介護給付費等単位数サービスコード（案）の差し替えについて（平成24年3月8日付け事務連絡）
- №. 10 : 平成24年4月施行に係る請求サービスコードと決定サービスコードの対応表（案）の提示について（平成24年3月13日付け事務連絡）
- №. 11 : 平成24年4月施行に係るインターフェース仕様書等（確定版）の提示について（平成24年3月13日付け事務連絡）
- №. 12 : 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて（平成24年4月20日付け事務連絡）
- №. 13 : 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて（平成24年5月15日付け事務連絡）
- №. 14 : 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて（平成24年5月17日付け事務連絡）

【連絡先】厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 システム係 重田、鈴木
TEL : 03-5253-1111（内線：3009）
E-mail : syougaisystem@mhlw.go.jp

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A

No	区分	質問	回答	備考
1	相談支援の充実	計画相談支援の支給期間について、受給者証例においては、年月となっているが、インタフェース仕様書では年月日を設定することとなっている。この場合、開始年月日及び終了年月日(日)はどのように設定すればよいか	開始年月日(日)は1日を設定し、終了年月日(日)は、当該終了年月の末日を設定することとする。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
2	相談支援の充実	事務処理要領(案)において、計画相談支援給付費の支給開始月は、新規に計画相談支援給付費の対象となる者については、「サービス利用支援を実施する月(サービス等利用計画を作成する月)」とされているが、サービス利用支援を実施する月が障害福祉サービス等の支給開始月の前月となるような場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)の項番16「所得区分コード」及び項番19「利用者負担上限月額」はどのように設定するのか。	所得区分コードには「99:その他」を、利用者負担上限月額には「0円」をそれぞれ設定することとする。なお、翌月以降の障害福祉サービス等に係る受給者異動連絡票情報送付時に、認定した所得区分及び決定した利用者負担上限額を設定することとする。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
3	相談支援の充実	地域移行支援サービス費の退院・退所月加算は、退院又は退所日が月の初日の場合でも退院又は退所日が属する月に算定するのか。	退院又は退所日が月の初日等の場合は、退院又は退所日が属する月の前月に算定できるものとする。なお、この場合、支払等システムの点検において、「EL63(※受付:退院・退所日がサービス提供年月と一致しません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
4	報酬改定	インタフェース仕様書(事業所編)(6)介護給付費等明細書集計情報レコード等の「単位数単価」の桁数は、整数部2桁、小数部3桁とされているが、平成24年4月以降においては、訪問系サービスの基準該当事業所において、小数部4桁となる場合がある。この場合は、小数部4桁目を四捨五入すればよいか。	お見込みのとおり。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
5	報酬改定	障害者における1単位単価の見直しに当たっての経過措置において、平成24年度は17区分、平成25年度は14区分、平成26年度は20区分、平成27年度は7区分とされているが、システムにおける地域区分コードは、それぞれの年度において、どのコードを使用するのか。	それぞれの年度において、インタフェース仕様書共通編 1.4コード一覧の項番16「地域区分コード」における次のコードを使用する。 平成24年度 01:一級地～16:十六級地、20:その他 平成25年度 01:一級地～13:十三級地、20:その他 平成26年度 01:一級地～19:十九級地、20:その他 平成27年度 01:一級地～06:六級地、20:その他	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
6	障害児支援の強化	18歳以上の重症心身障害児(者)通園事業利用者については、基本的には、新自立支援法による支給決定と同様の手続きにより、生活介護の支給決定を行うこととされているが、施行日までに障害程度区分の認定が間に合わない等やむを得ない場合には、区分認定なしで支給決定を行っても差し支えないとされており、その際には、障害児通所給付費と同程度の単価を設けることとされている。これは、具体的にはどのような報酬単価となるのか。また、システムにおける支給決定コードはどのコードを使用するのか。	生活介護サービス費の各定員ごとの区分5の報酬を適用する。システムにおける支給決定コードは、「222000:生活介護経過的措置対象者決定」を使用する。なお、この場合、支払等システムの点検において、「PA58(※資格:受給者の障害程度区分が算定要件を満たしていません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
7	その他	旧法施設における退所時特別支援加算及び障害児施設給付費における地域移行加算の算定については、退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定することとされているが、平成24年3月に退所し、4月に加算の算定要件を満たす支援を行った場合は、どのように請求するのか。	平成24年3月サービス提供分として、3月分の本体報酬等と併せて請求するものとする。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)

No	区分	質問	回答	備考
8	その他	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所訂正連絡票情報(サービス情報)等の「障害児施設区分」のバイト数が「1」となっているが、インタフェース仕様書(共通編)の「障害児施設区分(障害児給付費)」のバイト数は「2」となっている。どちらのバイト数が正しいのか。	インタフェース仕様書(都道府県編)の記載誤り。正しくは、別添1のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
9	その他	インタフェース仕様書における過誤申立情報の申立事由コードについて、共通編、都道府県編、市町村編それぞれにおいて、コードの説明が以下のとおり異なるが、どちらの記載が正しいのか。【申立理由番号】(下2桁) 共通編 32:提供実績記録票取消による実績の取り下げ 都道府県編 32:提供実績記録票取消による実績の取り下げ 市町村編 32:提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ	インタフェース仕様書(共通編)(都道府県編)の記載誤り。正しくは、別添2のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
10	その他	インタフェース仕様書(市町村編) 補装具費支給レコードの項番9～13において、「※5:障害福祉サービス、または障害児支援の受給者ではない場合に設定する。」との記載があるが、どのようなケースにおいて設定するのか。	インタフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。正しくは、別添3のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
11	その他	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「事業運営安定化事業による助成の有無」の項目があるが、事業運営安定化事業は、平成24年3月までの事業であり、平成24年4月以降は、新体系定着支援事業となると認識している。 インターフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」と記載されているが、これは「新体系定着支援事業」の誤りではないか。 そうであれば、インタフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリクス表では、障害児支援のサービス種類に「○」が記されていない	インタフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」を「新体系定着支援事業」に読み替える。 インタフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリクス表は、記載誤りである。 正しくは、別添4のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
12	障害児支援の強化	平成24年4月以降、児童デイサービスの利用者は、未就学児童も含めて放課後等デイサービスにみなされることとなるが、未就学児童に係る通所給付決定の間の報酬は、どのように算定すればよいか。	報酬については、放課後等デイサービス給付費の休業日の報酬を算定する。 その場合、実績記録票の「提供形態」欄は、平日におけるサービス利用の場合であっても、「2:休業日に行う場合」を設定する。	平成24年3月30日付け 事務連絡
13	障害児支援の強化	経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所サービス費の請求に係る実績記録票については、紙等で市町村へ提出することとなっているが、様式は示されないのか。	別添5「経過的な生活介護・施設入所支援サービス提供実績記録票」を使用されたい。	平成24年3月30日付け 事務連絡
14	障害児支援の強化	現在、児童デイサービスの指定を受けている事業所は、平成24年4月以降、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされるが、この事業所が、別途、保育所等訪問支援の指定を受ける場合の事業所番号はどのように付番すればよいか。	この場合、保育所等訪問支援の指定に係る事業所番号は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとは、別の事業所番号を設定する。	平成24年3月30日付け 事務連絡
15	障害児支援の強化	決定サービスコード「生活介護児童移行者対象者決定」の決定支給量は、どのように設定するのか。	原則として、各月の日数から8日を控除した日数を設定する。	平成24年3月30日付け 事務連絡
16	相談支援の充実	計画相談支援において、同一の月に、同一の計画相談支援対象障害者等に対して、サービス利用支援を行った後に、継続サービス利用支援を行った場合には、計画相談支援給付費請求書には、計画作成日とモニタリング日のどちらを記載すればよいか。	モニタリング日を記載する。 なお、障害児相談支援についても同様の取り扱いとする。	平成24年3月30日付け 事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
17	相談支援の充実	インタフェース仕様書(都道府県編)障害児支援受給者台帳情報(基本情報) 項番33「障害児相談支援有無」について、「1:無しを設定する」と記載されているが、既に国保連合会の台帳に登録されている異動年月日が平成24年3月以前の情報についても、1:無しが設定されるのか。	お見込みのとおり、1:無しが設定されることとなる。 なお、障害児支援受給者情報突合情報(基本情報)についても、1:無しを設定することになる。	平成24年3月30日付け 事務連絡
18	報酬改定	インタフェース仕様書(事業所編) サービス提供実績記録票情報(2)基本情報レコード 項番16~29(「合計1~4」欄)のバイト数が4から5に変更されているが、平成24年4月より平成24年3月サービス提供以前分も適用されるのか。	平成24年5月請求分より、平成24年3月サービス提供以前分も含めて適用される。	平成24年3月30日付け 事務連絡
19	報酬改定	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番102「主たる事業所サービス種類コード」の設定について、短期入所の単独型事業所の場合は、値の設定を省略してもよいか。	平成24年4月以降、短期入所の単独型事業所の場合は、「22:生活介護」を設定する必要がある。	平成24年3月30日付け 事務連絡
20	その他	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番122「指定有効開始年月日」、項番123「指定有効終了年月日」及び項番124「指定更新申請中区分」は、平成24年4月以降の異動情報であれば、新規、変更、終了のいずれの情報であっても必須項目となるのか。	基準該当事業所以外の事業所については、必須項目となる。	平成24年3月30日付け 事務連絡
21	その他	インタフェース仕様書(共通編)15ページに、決定サービスコード「240925:短期入所加算特別重度支援加算Ⅰ対象者」、「240926:短期入所加算特別重度支援加算Ⅱ対象者」が追記されているが、この趣旨及び取扱は如何か。	「平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書等(確定版)の提示について」(平成24年3月30日付事務連絡)でお示ししている、インタフェース仕様書並びに別紙6-1「請求サービスコードと決定コードの対応表」において、「短期入所加算特別重度支援加算」については、支給決定がされることを踏まえた内容となっているが、最終的に支給決定は不要とする取扱としたところである。 そのため、対応表については別紙2-1のとおり修正するとともに、インタフェース仕様書については共通編15ページ中の決定サービスコード、「240925:短期入所加算特別重度支援加算Ⅰ対象者」及び「240926:短期入所加算特別重度支援加算Ⅱ対象者」は不要となるため、受給者異動/訂正連絡票情報(支給決定情報)に当該決定サービスコードを設定する必要はないが、当該インタフェース仕様書上はそのまま残すこととするので、ご留意いただきたい。 なお、国保中央会が提供する簡易入力システムを利用している短期入所事業所においては、別紙3「短期入所サービスにおける特別重度支援加算の請求について」を参考に請求されたい。	平成24年4月20日付け 事務連絡
22	その他	児童デイサービスから障害児通所支援に移行した事業所について、みなし指定ではなく、通常の手続きを踏まえて事業所指定を受けた場合、地域区分には児童デイサービスからの移行用が適用されるのか。	お見込みのとおり、みなし指定の有無にかかわらず、児童デイサービスからの移行用の経過措置の地域区分が適用されることとなる。 ただし、支払等システムでは障害児施設情報(サービス情報)の項番52「みなし指定の有無」が「1:無し」の場合に、児童デイ経過措置事業所の地域区分コード(「31:一級地(旧児童デイ)」~「51:その他(旧児童デイ)」)を設定した場合、エラー(MA13:地域区分コードに規定外コード値が設定されています)となり障害児施設台帳への登録ができないため、支払等システムで対応するまでの間、通常の手続きにより指定を行った場合であっても「みなし指定の有無」には「2:有り」を設定していただきたい。	平成24年5月15日付け 事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
23	その他	就労移行支援提供実績記録票について、「施設外支援」欄が削除され、「移行準備支援体制加算」欄が追加されたが、就労移行支援において平成24年4月以降、移行準備支援体制加算の算定要件を満たせず、施設外支援のみを実施した場合、提供実績記録票への記載はどうなるのか。	就労移行支援提供実績記録票については、移行準備支援体制加算を算定できる場合に記載し、施設外支援のみの場合は、平成24年4月以降は提供実績記録票に特段記載しなくても差し支えない。ただし、施設外支援の実績の記載が必要な場合、「備考」欄に施設外支援を実施した旨を記載し、施設外支援にかかる開始時間及び終了時間を記載するようお願いしたい。	平成24年5月15日付け 事務連絡
24	その他	療養介護に併設する短期入所事業所において、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの請求が連合会の点検でエラーとなっている原因は何か。 事業所台帳へは、以下のとおり設定している。 福祉・介護職員処遇改善加算の有無:2(有り) 主たる事業所サービス種類コード:21(療養介護) 福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分:1(Ⅰ)	療養介護に併設する短期入所事業所については、加算率は2.8%が適用される。 (平成24年4月26日付事務連絡「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年4月26日)の送付について」問31-2を参照。) 平成24年4月以降、事業所台帳(サービス情報)の「主たる事業所サービス種類コード」には、短期入所の加算率(2.8%)以外が適用される場合(指定共同生活援助事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活介護事業所、単独型事業所(生活介護の加算率を適用)の場合)に設定が必要となることから、ご質問のケースでは、「主たる事業所サービス種類コード」に「21(療養介護)」が設定されていることにより点検エラーが発生しているため、設定しないことで点検エラーは解消される。 なお、事業所台帳(サービス情報)の「主たる事業所サービス種類コード」について、別添6「主たる事業所サービス種類コード」の設定例についてのとおりとまとめたので、参考にされたい。	平成24年5月15日付け 事務連絡
25	その他	平成24年3月30日付事務連絡【一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡No. 11】平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書等(確定版)の提示について」の別紙3-1請求明細書の「介護給付費・訓練等給付費等明細書(共同生活介護、共同生活援助)」から「特別対策費」の欄が削除されているが、平成24年4月以降、特別対策費(新体系定着支援事業の助成額)はどこに記載すればよいのか。	「特別対策費」の欄の記載漏れである。 正しくは、別添7の様式を利用されたい。 また、システム上は、インタフェース仕様書(事業所編)の27ページの項番24「特別対策費」に記載のとおり、引き続き、「特別対策費」の欄に新体系定着支援事業の助成額を記載して請求することとなる。	平成24年5月15日付け 事務連絡
26	障害児支援の強化	放課後等デイサービスにおいて、主として重症心身障害児以外の障害児を受け入れる(重症心身障害児を受け入れるための施設基準を満たしていない)事業所において、重症心身障害児に対してサービスを提供した場合、平成24年4月26日付事務連絡「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年4月26日)の送付について」の間85より、報酬は「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」を算定するように読み取れるが、平成24年3月30日付事務連絡「平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書等(確定版)の提示について」の別紙6-1「請求サービスコードと決定コードの対応表」では、重症心身障害児に対して「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」の報酬は算定できないようになっている。どのような対応にすればよろしいか。	「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年4月26日)の送付について」のとおり、主として重症心身障害児以外の障害児を受け入れる事業所において、重症心身障害児に対してサービスを提供した場合、「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」の報酬を算定することとなる。具体的には以下のとおり。主として重症心身障害児以外の障害児を受け入れる事業所については、障害種別によらず「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」の報酬を算定する。主として重症心身障害児を受け入れる事業所については、障害児が重症心身障害児の場合は、「重症心身障害児を行う場合」を、重症心身障害児以外の場合は、「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」の報酬を算定することになる。なお、「請求サービスコードと決定コードの対応表」については、別紙2-1のとおり修正する。	平成24年5月17日付け 事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
27	障害児支援の強化	平成24年5月28日付事務連絡「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年5月28日)の送付について」の問95-2より、主に重症心身障害児を受け入れる事業所で、重症心身障害児にサービスを提供した場合は、重症心身障害児を行う場合の報酬を算定し、主に重症心身障害児以外を受け入れる事業所で、重症心身障害児サービスを提供した場合は、障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合の報酬を算定することになっているが、同一の事業所(事業所番号が同じ)が同一月に同一受給者に対して、事業所の空き状況に応じて、それぞれサービス提供した場合、どのような請求となるのか。	Q&Aに記載の通り、同一受給者であっても、主に重症心身障害児を受け入れる事業所でサービス提供した日は、重症心身障害児を行う場合の報酬を算定し、主に重症心身障害児以外を受け入れる事業所でサービスを提供した日は障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合の報酬を算定することとなる。 また、地域区分が「その他」以外の地域については、単位数単価が異なるため、請求明細書の請求額集計欄は単位数ごとにわけて記載する。 なお、当該ケースについては当分の間、市町村に別途、紙等で請求する。	新規
28	障害児支援の強化	児童発達支援センターにおいて、主として難聴児を受け入れる事業所の場合、障害児施設区分には「01:重症心身障害児以外の場合」を設定するのか。	お見込みのとおり。	新規
29	相談支援の充実	サービス利用支援(利用計画作成)と継続サービス利用支援(モニタリング)については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」に同一の指定特定相談支援事業者が行うことを基本とする旨の記載があるが、やむを得ない理由によりそれぞれ異なる指定特定相談支援事業者が実施した場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)の「計画相談支援事業所番号」はどのように設定すればよいか。	受給者異動連絡票情報(基本情報)の「計画相談支援事業所番号」は、現在、一つの事業所番号しか設定できないため、サービス利用支援を実施する相談支援事業所、または継続サービス利用支援を実施する相談支援事業所のいずれかを設定いただくことになる。 なお、その場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)に設定されない相談支援事業所からの計画相談支援にかかる請求については、国保連合会の点検でエラーとなるため、当分の間、市町村に別途、紙等で請求する。 また、障害児相談支援においても同様の取扱となる。	新規
30	その他	共同生活介護において、「共同生活介護経過的居宅介護決定(312000)」の支給決定を受けた受給者が入院し、「長期入院時支援特別加算(122単位)」の報酬を算定したところ、国保連合会の点検でエラーとなった。この受給者については、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」によると、算定可能なようにみえるがいかがか。	「共同生活介護経過的居宅介護決定(312000)」の支給決定を受けた受給者については、「長期入院児支援特別加算(76単位)」の報酬を算定することとなる。 また、「長期帰宅時支援加算」についても、25単位の報酬を算定することとなる。 なお、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」については、記載が誤っていたため、別紙2-1のとおり修正する。	新規

請求サービスコードと決定サービスコードの対応表

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード		
11	居宅介護	居宅における身体介護	111111~112364	111000		
		通院介助(身体介護を伴う場合)	113111~114364	113000		
		家事援助	116111~116574	112000		
			117651~118110 118131~118836			
		通院介助(身体介護を伴わない場合)	117111~117574 119101~119332	114000		
		通院等乗降介助	118111~118126 119601~119608	115000		
		利用者負担上限額管理加算	115010	111000		
		特定事業所加算	116010~116012	112000 113000 114000 115000		
			特別地域加算	116015	110908	
			初回加算	116020	111000 112000 113000 114000 115000	
				緊急時対応加算	116025	111000
		喀痰吸引等支援体制加算		116100	113000	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ		116665	111000	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ		116670	112000	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	116675	113000		
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	116685	114000 115000		
		12	重度訪問介護	重度障害者等の場合 (重度訪問介護Ⅰ)	121121~121182	121000
					121391~121432	
					122121~122182	
					122391~122432	
123121~123182						
123391~123432						
124121~124182						
124391~124432						
障害程度区分6に該当する者の場合 (重度訪問介護Ⅱ)	121221~121282			122000		
	121441~121482					
	122221~122282					
	122441~122482					
	123221~123282					
	123441~123482					
124221~124282						
124441~124482						

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
12	重度訪問介護	重度訪問介護サービス費	121321~121382	123000
			121491~121532	
			122321~122382	
			122491~122532	
			123321~123382	
			123491~123532	
			124321~124382	
			124491~124532	
		利用者負担上限額管理加算	125010	121000 122000 123000
		移動介護加算	125790~125801	120901
		特定事業所加算	126010~126012	121000 122000 123000
		特別地域加算	126015	120908
		初回加算	126020	121000
		緊急時対応加算	126025	122000
		喀痰吸引等支援体制加算	126100	123000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	126665	
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	126670			
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	126675			
福祉・介護職員処遇改善特別加算	126685			
13	行動援護	行動援護	131111~131262	131000
			139111~139262	
		利用者負担上限額管理加算	135010	131000
		特定事業所加算	136010~136012	
		特別地域加算	136015	130908
		初回加算	136020	131000
		緊急時対応加算	136025	
		喀痰吸引等支援体制加算	136100	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	136665	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	136670	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	136675	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	136685			
14	重度包括支援	重度包括支援	141111、141211	141000
15	同行援護	同行援護(身体介護を伴う場合)	151111~152018	151000
		同行援護(身体介護を伴わない場合)	153111~153574	152000
		利用者負担上限額管理加算	155010	151000
		特定事業所加算	156010~156012	152000
		特別地域加算	156015	150908
		初回加算	156020	151000 152000
		緊急時対応加算	156025	151000
		喀痰吸引等支援体制加算	156100	

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
15	同行援護	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	156665	151000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	156670	152000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	156675	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	156685	
21	療養介護	療養介護サービス費(Ⅰ)	211111~211144 218111~218144 219111~219144	211000
		療養介護サービス費(Ⅱ)	211211~211244 218211~218244 219211~219244	211000 213000
		療養介護サービス費(Ⅲ)	211311~211344 218311~218344 219311~219344	211000 213000 ※ ※ H25年1月から
		療養介護サービス費(Ⅳ)	211411~211442 218411~218442 219411~219442	
		療養介護サービス費(Ⅴ)	211511~211544 218511~218544 219511~219544	211000 212000
		経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	211611~211644 218611~218644 219611~219644	211000 213000
		経過的療養介護サービス費(Ⅱ) ※ ※ H24年12月まで	211711~211714 218711~218714	211000 213000
		人員配置体制加算	217050~217061	211000 213000
		地域移行加算	215030	211000
		福祉専門職員配置等加算	216035、216036	212000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	216665	213000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	216670	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	216675	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	216685	
		体験利用時支援加算	217590	
		新体系定着支援事業	219990	

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
22	生活介護	生活介護サービス費	222111~222408 228551~228848 229551~229848	221000 222000
		基準該当生活介護(Ⅰ)(Ⅱ)	221551~221554	
		利用者負担上限額管理加算	225010	221000
		初期加算	225050	222000
		視覚・聴覚言語支援体制加算	225060	
		食事提供体制加算	225070	
		訪問支援特別加算	225600、225601	
		リハビリテーション加算	226030	
		福祉専門職員配置等加算	226035、226036	
		欠席時対応加算	226040	
		延長支援加算	226585、226586	
		送迎加算	226590、226591	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	226665、226666	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	226670、226671	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	226675、226676	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	226685、226686	
		人員配置体制加算	227050~227067	
		体験利用時支援加算	227590	
		新体系定着支援事業	229990	
		経過的生活介護サービス費 知的障害児の場合	224111~224334 227111~227334	221000 222000 224000
		経過的生活介護サービス費 自閉症児の場合	224341~224394 227341~227394	221000 222000 225000
		経過的生活介護サービス費 盲児の場合	224401~224598 227401~227588 227591~227598	221000 222000 226000
		経過的生活介護サービス費 ろうあ児の場合	224601~224798 227601~227798	221000 222000 227000
		経過的生活介護サービス費 肢体不自由児の場合	224801~224834 227801~227834	221000 222000 228000

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード	
22	生活介護	経過的／児童発達支援管理責任者専任加算	226111～226131	221000 222000 224000	
			226132～226137	221000 222000 225000	
			226138～226152	221000 222000 226000	
			226153～226167	221000 222000 227000	
			226168～226171	221000 222000 228000	
			経過的／職業指導員配置加算	226172～226194	221000 222000 224000
				226195～226200	221000 222000 225000
				226201～226221	221000 222000 226000
				226222～226242	221000 222000 227000
			経過的／重度障害児支援加算	226243、226244	220920 220921
		226245、226247		220922	
		226246、226248		220923	
		226249		220924	
		経過的／重度重複障害児加算	226250	220918	
		経過的／強度行動障害児特別支援加算	226251、226252	220917	

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
22	生活介護	経過的／心理担当職員配置加算	226254～226274	221000 222000 224000
			226275～226280	221000 222000 225000
			226281～226295	221000 222000 226000
			226296～226310	221000 222000 227000
			226311～226314	221000 222000 228000
		経過的／看護師配置加算	226315～226335	221000 222000 224000
			226336～226350	221000 222000 226000
			226351～226365	221000 222000 227000
		経過的／入院外泊時加算	226366～226377	221000 222000 224000 225000 226000 227000 228000
		経過的／自活訓練加算	226378、226379	220919
		経過的／入院時特別支援加算	226380、226381	221000
		経過的／福祉専門職員配置等加算	226382、226383	222000
		経過的／地域移行加算	226384	224000
		経過的／栄養士配置加算	226385～226418	225000
		経過的／栄養マネジメント加算	226419	226000
		経過的／小規模グループケア加算	226420	227000
		経過的／福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	226421	228000
		経過的／福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	226422	
		経過的／福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	226423	
		経過的／福祉・介護職員処遇改善特別加算	226424	
		経過的／新体系定着支援事業	226425	

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
24	短期入所	福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	241111~241115	241000
			248111~248115	242000
			249111~249115	243000
		福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	241131~241135	
			248131~248135	
			249131~249135	
		福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	241121~241123	244000
			248121~248123	245000
			249121~249123	246000
		福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	241141~241143	
			248141~248143	
			249141~249143	
		医療型短期入所サービス費	241211	242000
			241411	245000
			248211	
			248411	
			249211	
			249411	
		医療型特定短期入所サービス費	241311	243000
			248311	246000
			249311	
			241212	242000
			241412	245000
			241512	
241612				
248212				
248412				
248512				
248612				
医療型特定短期入所サービス費	249212			
	249412			
	249512			
	249612			
	241312	243000		
	241712	246000		
	248312			
248712				
医療型特定短期入所サービス費	249312			
	249712			
基準該当短期入所サービス費	241213	241000		
	241313	242000		
利用者負担上限額管理加算	245010	243000		
食事提供体制加算	245070	244000		
栄養士配置加算	245150、245160	245000		
		246000		

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
24	短期入所	重度障害者支援加算	245690	240902
		特別重度支援加算Ⅰ	246595	241000
		特別重度支援加算Ⅱ	246596	242000
		短期利用加算	246045	243000
		単独型加算	246060	244000
		医療連携体制加算	246065、246066	245000
			246068、249992	246000
		送迎加算	246590	
		緊急短期入所体制確保加算	246600	
		緊急短期入所受入加算	246605、246606	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	246665 246690～246693	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	246670 246695～246698	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	246675 246700～246703	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	246685 246705～246708	
31	共同生活介護	共同生活介護サービス費(Ⅰ)	311111～311158 319111～319158	311000 313000
		共同生活介護サービス費(Ⅱ)	311411～311458 319411～319458	
		共同生活介護サービス費(Ⅲ)	311511～311558 319511～319558	
		共同生活介護サービス費(Ⅳ)	311611～311658 319611～319658	
		経過的居宅介護利用型共同生活介護 サービス費	311211～311214 319211～319214	312000
		個人単位で居宅介護等を 利用する場合(特例)	311311～311398 319311～319398	313000
		自立生活支援加算	315090	310903
		日中支援加算	315110、315111	311000
		夜間支援体制加算	315620～315646 315656	311000 313000
		入院時支援特別加算	315660、315661	311000
		帰宅時支援加算	315670、315671	312000 313000
		長期入院時支援特別加算	315662	311000 313000
			315663	312000
		長期帰宅時支援加算	315672	311000 313000
			315673	312000
		重度障害者支援加算	315690	310902

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード	
31	共同生活介護	福祉専門職員配置等加算	316035、316036	311000	
		医療連携体制加算	316065、316066	312000	
			316068、319992	313000	
		地域生活移行個別支援特別加算	316070	310906	
		通勤者生活支援加算	316615	311000	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	316665	312000	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	316670	313000	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	316675		
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	316685		
新体系定着支援事業	319990				
32	施設入所	定員40人以下	322111~322158	321000	
			323001~323098	322000	
			328551~328598	323000	
			329001~329098		
		定員41人以上60人以下	322161~322208		
			323101~323198		
			328601~328648		
			329101~329198		
		定員61人以上80人以下	322211~322258		
			323201~323298		
			328651~328698		
			329201~329298		
		定員81人以上	322261~322308		
			323301~323398		
			328701~328748		
			329301~329398		
		地域移行加算	325030	321000	
		入所時特別支援加算	325500	322000	
		入院時支援特別加算	325660、325661	323000	
		重度障害者支援加算(Ⅰ)	325690、325691		
		入院・外泊時加算	325710~325715		
			325742~325747		
		重度障害者支援加算(Ⅱ)	325770~325786	320903	
		地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	326070		321000
					322000
					323000
		地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	326071	320906	
夜間看護体制加算	326085	321000			
栄養マネジメント加算	326090	322000			
経口移行加算	326095	323000			
経口維持加算	327010、327011				
療養食加算	327015				
夜勤職員配置体制加算	327070~327075				
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	326665				
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	326670				
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	326675				
福祉・介護職員処遇改善特別加算	326685				
新体系定着支援事業	329990				

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
32	施設入所	経過的施設入所支援サービス費 知的障害児の場合	324111～324334	321000
			327111～327334	322000
				323000
				325000
		経過的施設入所支援サービス費 自閉症児の場合	324341～324394	321000
			327341～327394	322000
			323000	
			326000	
		経過的施設入所支援サービス費 盲児の場合	324401～324598	321000
			327401～327598	322000
			323000	
			327000	
		経過的施設入所支援サービス費 ろうあ児の場合	324601～324798	321000
			327601～327798	322000
	323000			
	328000			
経過的施設入所支援サービス費 肢体不自由児の場合	324801～324834	321000		
	327801～327834	322000		
	323000			
	329000			
経過的／児童発達支援管理責任者専任加算			326111～326131	321000
				322000
				323000
				325000
			326132～326137	321000
				322000
	323000			
	326000			
326138～326152			321000	
			322000	
	323000			
	327000			
326153～326167			321000	
			322000	
	323000			
	328000			
326168～326171			321000	
			322000	
			323000	
	329000			

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
32	施設入所	経過的／職業指導員配置加算	326172～326194	321000
				322000
				323000
				325000
			326195～326200	321000
				322000
				323000
				326000
			326201～326221	321000
				322000
				323000
				327000
			326222～326242	321000
				322000
				323000
				328000
		経過的／重度障害児支援加算	326243、326244	320920
				320921
			326245、326247	320922
				320923
326246、326248	320923			
	326249	320924		
経過的／重度重複障害児加算	326250	320918		
経過的／強度行動障害児特別支援加算	326251、326252	320917		
経過的／心理担当職員配置加算	326254～326274	321000		
		322000		
		323000		
		325000		
	326275～326280	321000		
		322000		
		323000		
		326000		
326281～326295	321000			
	322000			
	323000			
	327000			
326296～326310	321000			
	322000			
	323000			
	328000			
326311～326314	321000			
	322000			
	323000			
	329000			

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
32	施設入所	経過的／看護師配置加算	326315～326335	321000
				322000
				323000
			326336～326350	325000
				321000
				322000
			326351～326365	323000
				327000
				321000
		経過的／入院外泊時加算	326366～326377	322000
				323000
				325000
				326000
				327000
				328000
				329000
320919				
321000				
322000				
323000				
325000				
326000				
327000				
328000				
329000				
33	共同生活援助	共同生活援助サービス費(Ⅰ)	331111～331116	331000
			339111～339116	
		共同生活援助サービス費(Ⅱ)	331211～331216	
			339211～339216	
		共同生活援助サービス費(Ⅲ)	331411～331416	
			339411～339416	
		共同生活援助サービス費(Ⅳ)	331511～331516	
			339511～339516	
		共同生活援助サービス費(Ⅴ)	331611～331616	
			339611～339616	
		経過的居宅介護利用型共同生活援助 サービス費	331311～331313	
			339311～339313	

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード	
33	共同生活援助	自立生活支援加算	335090	330903	
		日中支援加算	335110	331000	
		入院時支援特別加算	335660、335661		
		長期入院時支援特別加算	335662		
		帰宅時支援加算	335670、335671		
		長期帰宅時支援加算	335672		
		夜間防災・緊急時支援体制加算	335750~335756		
		福祉専門職員配置等加算	336035、336036		
		医療連携体制加算	336065、336066 336068、339992		
		地域生活移行個別支援特別加算	336070		330906
		通勤者生活支援加算	336615		331000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	336665		
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	336670		
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	336675		
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	336685		
		新体系定着支援事業	339990		
		34	宿泊型自立訓練	生活訓練サービス費(Ⅲ)	
生活訓練サービス費(Ⅳ)	341131~341142 348131~348142 349131~349142			342000	
34	宿泊型自立訓練			初期加算	345050
		食事提供体制加算(Ⅰ)	345070	342000	
		日中支援加算	345110	340906	
		地域移行加算	345530		
		入院時支援特別加算	345660、345661		
		長期入院時支援特別加算	345662		
		帰宅時支援加算	345670、345671		
		長期帰宅時支援加算	345672		
		夜間防災・緊急時支援体制加算	345755、345756		
		福祉専門職員配置等加算	346035、346036		
		医療連携体制加算	346065、346066 346068、349992		
		地域生活移行個別支援特別加算	346070		340906
		送迎加算	346590	341000	
		看護職員配置加算(Ⅱ)	346645	342000	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	346665	340906	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	346670		
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	346675		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	346685				
通勤者生活支援加算	347035				
地域移行支援体制強化加算	347080				
新体系定着支援事業	349990				

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード		
41	自立訓練 (機能訓練)	機能訓練サービス費(Ⅰ)	411111~411158 418111~418158 419111~419158	411000 412000		
		機能訓練サービス費(Ⅱ)	411211~411222			
		機能訓練サービス費(Ⅱ) (視覚障害者に対する専門的訓練)	411231、411232	412000		
		基準該当機能訓練サービス費	411311	411000 412000		
		利用者負担上限額管理加算	415010	411000		
		初期加算	415050	412000		
		視覚・聴覚言語支援体制加算	415060			
		食事提供体制加算	415070			
		リハビリテーション加算	416030			
		福祉専門職員配置等加算	416035、416036			
		欠席時対応加算	416040			
		送迎加算	416590			
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	416665、416666			
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	416670、416671			
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	416675、416676			
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	416685、416686			
		体験利用時支援加算	417590			
		新体系定着支援事業	419990			
		42	自立訓練 (生活訓練)	生活訓練サービス費(Ⅰ)	421111~421158 428111~428158 429111~429158	421000
				生活訓練サービス費(Ⅱ)	421211~421222	
基準該当生活訓練サービス費	421311					
利用者負担上限額管理加算	425010			421000		
初期加算	425050					
視覚・聴覚言語支援体制加算	425060					
食事提供体制加算	425070、425071					
短期滞在加算	425220、425221			420905		
精神障害者退院支援施設加算	425230、425231			420903		
福祉専門職員配置等加算	426035、426036			421000		
欠席時対応加算	426040					
医療連携体制加算	426065、426066 426068、429992					
看護職員配置加算(Ⅰ)	426640					
送迎加算	426590					
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	426665、426666					
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	426670、426671					
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	426675、426676					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	426685、426686					
体験利用時支援加算	427590					
新体系定着支援事業	429990					

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
43	就労移行支援	就労移行支援サービス費(Ⅰ)	431111~431238 438111~438238 439111~439238	431000
		利用者負担上限額管理加算	435010	431000
		初期加算	435050	
		視覚・聴覚言語支援体制加算	435060	
		食事提供体制加算	435070	
		精神障害者退院支援施設加算	435230、435231	430903
		就労移行支援体制加算	435240~435244	431000
		訪問支援特別加算	435600、435601	
		福祉専門職員配置等加算	436035、436036	
		欠席時対応加算	436040	
		医療連携体制加算	436065、436066 436068、439992	
		移行準備支援体制加算	436655、436656	
		送迎加算	436590	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	436665、436666	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	436670、436671	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	436675、436676	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	436685、436686	
		体験利用時支援加算	437590	
		就労支援関係研修修了加算	437040	
		新体系定着支援事業	439990	
44	就労移行支援 (養成施設)	就労移行支援サービス費(Ⅱ)	441111~441238 448111~448238 449111~449238	441000
		利用者負担上限額管理加算	445010	441000
		初期加算	445050	
		視覚・聴覚言語支援体制加算	445060	
		食事提供体制加算	445070	
		就労移行支援体制加算	445240~445244	441000
		訪問支援特別加算	445600、445601	
		福祉専門職員配置等加算	446035、446036	
		欠席時対応加算	446040	
		医療連携体制加算	446065、446066 446068、449992	
		移行準備支援体制加算(Ⅰ)	446655	
		送迎加算	446590	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	446665、446666	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	446670、446671	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	446675、446676	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	446685、446686	
		体験利用時支援加算	447590	
		就労支援関係研修修了加算	447040	
		新体系定着支援事業	449990	

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード	
45	就労継続支援A型	就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)	451201~451244	451000	
			451245~451284		
			458201~458244		
			458245~458284		
			459201~459244		
		459245~459284			
		就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	451101~451144		
			451285~451324		
			458101~458144		
			458285~458324		
			459101~459144		
	459285~459324				
	利用者負担上限額管理加算	初期加算	455010	451000	
		視覚・聴覚言語支援体制加算	455050		
		食事提供体制加算	455060		
		就労移行支援体制加算	455070		
		訪問支援特別加算	455240		
		重度者支援体制加算	455600、455601		
		福祉専門職員配置等加算	455810~455824		
		欠席時対応加算	456035、456036		
		医療連携体制加算	456040		
		送迎加算	456065、456066 456068、459992		
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ		456590
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ			456665、456666		
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	456670、456671				
福祉・介護職員処遇改善特別加算	456675、456676				
体験利用時支援加算	456685、456686				
施設外就労加算	457590				
新体系定着支援事業	457045 459990				
46	就労継続支援B型	就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)	461111~461154	461000	
			468111~468154		
			469111~469154		
		就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	461211~461254		
			468211~468254		
			469211~469254		
		基準該当就労継続支援B型サービス費	461311~461314		
			469311~469314		

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
46	就労継続支援B型	利用者負担上限額管理加算	465010	461000
		初期加算	465050	
		視覚・聴覚言語支援体制加算	465060	
		食事提供体制加算	465070	
		就労移行支援体制加算	465240	
		目標工賃達成加算	465250、465251	
		目標工賃達成指導員配置加算	465255～465259	
		訪問支援特別加算	465600、465601	
		重度者支援体制加算	465810～465824	
		福祉専門職員配置等加算	466035、466036	
		欠席時対応加算	466040	
		医療連携体制加算	466065、466066 466068、469992	
		送迎加算	466590	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	466665、466666	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	466670、466671	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	466675、466676	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	466685、466686	
		体験利用時支援加算	467590	
		施設外就労加算	467045	
		新体系定着支援事業	469990	
52	計画相談支援	サービス利用支援費	521111、521112	521000
		サービス利用支援費 (特別地域加算対象の場合)	521113、521114	522000
		サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅰの場合)	521115、521116	521000 523000
		サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅱの場合)	521119、521120	521000 524000
		サービス利用支援費 (介護予防支援費重複の場合)	521123、521124	521000 525000
		サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅰ／特別地域加算対象の場合)	521117、521118	522000 526000
		サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅱ／特別地域加算対象の場合)	521121、521122	522000 527000
		サービス利用支援費 (介護予防支援費重複／特別地域加算対象の場合)	521125、521126	522000 528000
		継続サービス利用支援費	521211、521212	521000
		継続サービス利用支援費 (特別地域加算対象の場合)	521213、521214	522000
		継続サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅰの場合)	521215、521216	521000 523000
		継続サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅱの場合)	521219、521220	521000 524000
		継続サービス利用支援費 (介護予防支援費重複の場合)	521223、521224	521000 525000

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード		
52	計画相談支援	継続サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅰ／特別地域加算対象の場合)	521217、521218	522000 526000		
		継続サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅱ／特別地域加算対象の場合)	521221、521222	522000 527000		
		継続サービス利用支援費 (介護予防支援費重複／特別地域加算対象の場合)	521225、521226	522000 528000		
		サービス利用支援費／継続サービス利用支援費	521311、521312	521000		
		サービス利用支援費／継続サービス利用支援費 (特別地域加算対象の場合)	521313、521314	522000		
		サービス利用支援費／継続サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅰの場合)	521315、521316	521000 523000		
		サービス利用支援費／継続サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅱの場合)	521319、521320	521000 524000		
		サービス利用支援費／継続サービス利用支援費 (介護予防支援費重複の場合)	521323、521324	521000 525000		
		サービス利用支援費／継続サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅰ／特別地域加算対象の場合)	521317、521318	522000 526000		
		サービス利用支援費／継続サービス利用支援費 (居宅介護支援費重複減算Ⅱ／特別地域加算対象の場合)	521321、521322	522000 527000		
		サービス利用支援費／継続サービス利用支援費 (介護予防支援費重複／特別地域加算対象の場合)	521325、521326	522000 528000		
		利用者負担上限額管理加算	525010	521000 522000 523000 524000 525000 526000 527000 528000		
		53	地域移行支援	地域移行支援サービス費	531111	531000
				特別地域加算	536015	530908
集中支援加算	537580			531000		
退院・退所月加算	537585					
体験利用加算	537590					
体験宿泊加算	537595、537600					
54	地域定着支援	地域定着支援サービス費	541111、541211	541000		
		特別地域加算	546015	540908		

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
55	障害児相談支援	障害児支援利用援助費	551111、551112	551000
		障害児支援利用援助費 (特別地域加算対象の場合)	551113、551114	552000
		継続障害児支援利用援助費	551211、551212	551000
		継続障害児支援利用援助費 (特別地域加算対象の場合)	551213、551214	552000
		障害児支援利用援助費/ 継続障害児支援利用援助費	551311、551312	551000
		障害児支援利用援助費/ 継続障害児支援利用援助費 (特別地域加算対象の場合)	551313、551314	552000
		利用者負担上限額管理加算	555370	551000 552000
61	児童発達支援	児童発達支援センターで行う場合 (障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合)	611111~611246 618111~618246	611000 612000 613000
		児童発達支援センターで行う場合 (難聴児の場合)	611311~611348 618311~618348	612000
		児童発達支援センターで行う場合 (重症心身障害児の場合)	611411~611438 618411~618438	613000
		児童発達支援センター以外で行う場合 (障害児(重症心身障害児を除く)の場合)	611511~611534 618511~618534 619111~619134	611000 612000 613000
		児童発達支援センター以外で行う場合 (重症心身障害児の場合)	611611~611634 618611~618634	613000
		栄養士配置加算	615130~615205	611000
		食事提供加算	615310、615311	612000
		家庭連携加算	615350、615351	613000
		訪問支援特別加算	615360、615361	
		利用者負担上限額管理加算	615370	
		福祉専門職員配置等加算	615490、615491	
		欠席時対応加算	615495	
		特別支援加算	616220	
		送迎加算	616240	
		延長支援加算	616250~616252	
		医療連携体制加算	616230、616231 616233、619992	
		人工内耳装用児支援加算	615500~615503	610911

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
61	児童発達支援	児童発達支援管理責任者専任加算	616000～616006	611000
			616014～616016	612000 613000
			616007～616010	612000
			616011～616013 616017～616019	613000
		指導員加配加算	616260～616262	611000 612000 613000
			福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	616596
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	616601	612000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	616606	613000
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	616611	
		新体系定着支援事業	619990	
62	医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センターで行う場合 (肢体不自由児の場合)	621111～621118	621000
			628111～628118	
		医療型児童発達支援センターで行う場合 (重症心身障害児の場合)	621121～621128	622000
			628121～628128	
		指定医療機関で行う場合 (肢体不自由児の場合)	621211、621212	621000
			621221、621222	622000
		児童発達支援管理責任者専任加算	626000	621000
			626001	622000
		食事提供加算	625310、625311	621000
		家庭連携加算	625350、625351	622000
		訪問支援特別加算	625360、625361	
		利用者負担上限額管理加算	625370	
		福祉専門職員配置等加算	625490、625491	
		欠席時対応加算	625495	
		特別支援加算	626220	
		延長支援加算	626250～626252	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	626596	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	626601	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	626606	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	626611	
新体系定着支援事業	629990			
63	放課後等デイサービス	障害児(重症心身障害児を除く)に 授業終了後に行う場合	631111～631132	631000
			638111～638132	632000
			639111～639132	
		障害児(重症心身障害児を除く)に 休業日に行う場合	631211～631234	
			638211～638234	
			639211～639234	
		重症心身障害児に授業終了後に行う場合	631311～631332	632000
			638311～638332	
重症心身障害児に休業日に行う場合	631411～631434			
	638411～638434			

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
63	放課後等デイサービス	指導員加配加算	636260~636265	631000 632000
		児童発達支援管理責任者専任加算	636000~636005	631000 632000
			636006~636011	632000
		家庭連携加算	635350、635351	631000 632000
		訪問支援特別加算	635360、635361	
		利用者負担上限額管理加算	635370	631000 632000
		福祉専門職員配置等加算	635490、635491	
		欠席時対応加算	635495	
		特別支援加算	636220	
		医療連携体制加算	636230、636231	
			636233、639992	
		送迎加算	636240	
		延長支援加算	636250~636252	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	636596	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	636601	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	636606	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	636611			
新体系定着支援事業	639990			
64	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援給付費	641111~641114	
		利用者負担上限額管理加算	645370	641000
		児童発達支援管理責任者専任加算	646000	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	646596	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	646601	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	646606	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	646611	
		新体系定着支援事業	649990	
71	福祉型障害児入所施設	知的障害児の場合	711111~711334	711000
			718111~718334	
		自閉症児の場合	711341~711394	712000
			718341~718394	
		盲児の場合	711401~711598	713000
			718401~718598	
		ろうあ児の場合	711601~711798	714000
			718601~718798	
		肢体不自由児の場合	711801~711834	715000
			718801~718834	
		児童発達支援管理責任者専任加算	716000~716020	711000
			716021~716026	712000
716027~716041	713000			
716042~716056	714000			
716057~716060	715000			

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
71	福祉型障害児入所施設	職業指導員加算	716490～716512	711000
			716513～716518	712000
			716519～716539	713000
			716540～716560	714000
		重度障害児支援加算	715100	710913
			715101	710914
			715102、715104	710915
			715103、715105	710916
			715106	710917
		重度重複障害児加算	715110	710909
		強度行動障害児特別支援加算	715120、715121	710908
		幼児加算	715300	710901
		心理担当職員配置加算	716280～716300	711000
			716301～716306	712000
			716307～716321	713000
			716322～716336	714000
			716337～716340	715000
		看護師配置加算	716400～716420	711000
			716421～716435	713000
			716436～716450	714000
		入院外泊時加算	715380～715391	711000
				712000
				713000
				714000
				715000
		自活訓練加算	715020、715021	710910
		入院時特別支援加算	715340、715341	711000
		福祉専門職員配置等加算	715490、715491	712000
		地域移行加算	715480	713000
		栄養士配置加算	715130～715216	714000
		栄養マネジメント加算	715485	715000
		小規模グループケア加算	716590	715000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	716596	
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	716601			
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	716606			
福祉・介護職員処遇改善特別加算	716611			
新体系定着支援事業	719990			
72	医療型障害児入所施設	医療型障害児入所施設 (自閉症児の場合)	721111～721114	
			728111～728114	
		医療型障害児入所施設 (肢体不自由児の場合)	721121～721124	722000
			728121～728124	
		医療型障害児入所施設 (重症心身障害児の場合)	721131～721134	723000
			728131～728134	
		指定医療機関 (肢体不自由児の場合)	721211	722000
指定医療機関 (重症心身障害児の場合)	721221	723000		
自活訓練加算	725020、725021	720910		

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
72	医療型障害児入所施設	重度重複障害児加算	725110	720909
		乳幼児加算	725330	720921
		地域移行加算	725480	721000
		福祉専門職員配置等加算	725490、725491	722000 723000
		児童発達支援管理責任者専任加算	726000	721000
			726001	722000
			726002	723000
		重度障害児支援加算	726200	720918
			726201	720919
			726202	720920
		小規模グループケア加算	726590	721000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	726596	722000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	726601	723000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	726606	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	726611	
		新体系定着支援事業	729990	

請求サービスコードと決定サービスコードの対応表修正履歴

No.	サービス種類	サービス内容	修正内容
13	31：共同生活介護	長期入院時支援特別加算	<p>【修正前】 請求サービスコード 315662、315663 決定サービスコード 311000、312000、313000</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【修正後】 請求サービスコード 315662 決定サービスコード 311000、313000</p> <p>請求サービスコード 315663 決定サービスコード 312000</p>
14	31：共同生活介護	長期帰宅時支援加算	<p>【修正前】 請求サービスコード 315672、315673 決定サービスコード 311000、312000、313000</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【修正後】 請求サービスコード 315672 決定サービスコード 311000、313000</p> <p>請求サービスコード 315673 決定サービスコード 312000</p>